

公共事業事前評価・継続評価における評価基準の概要

県土整備部独自の基準

評価項目		評価内容	配点		備 考
			事前評価	継続評価	
必要性	県民ニーズへの適合性	県民ニーズの把握の度合い	基本は それぞれ10点 事業の特性に応じ 5点単位で調整 (間)		
	県関与の妥当性又は上位計画との適合性	上位計画の中に位置づけられているかどうか			
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	課題解決の貢献度、需要への対応状況			
	手段の妥当性	代替性の検討状況	5点	10点	事業立ち上げにあたり、代替性の検討は必然的要素であることから、事前評価では配点を5点に減じ、環境配慮へ振り分けた。
有効性	県民満足度の視点からの成果	成果指標を設定しているかどうか	10点		
優先性	適時性	ライフライン事業(備考欄)あるいは関連事業の有無	10点		ライフライン事業とは、通常は電気・上水道等を指すが、ここでは「青森県地域防災計画」に位置づけられている防災事業(砂防・河川・海岸・都市、緊急避難道路、を含む。)
	地元の推進(協力)体制等	推進協議会等の有無、要望状況、反対運動の有無等	基本は それぞれ10点 事業の特性に応じ 5点単位で調整 (間)		
効率性	費用対効果の状況	B / Cの度合い			
	コスト縮減の検討状況		5点	10点	事業立ち上げにあたり、コスト縮減の検討は必然的要素であることから、事前評価では配点を5点に減じ、環境配慮へ振り分けた。
環境影響への配慮		「第四次青森県環境計画」への適合	20点	10点	事業立ち上げにあたり、環境配慮を重視する観点から、事前評価では配点を20点に増やし、「青森県環境計画」の地域区分ごとの「環境配慮事項」の重要度に応じて評価した。

平成26年度 公共事業事前・継続評価 優先度判定基準

県土整備部

背景

- ・ 遅れている社会資本整備
- ・ 財政改革プランによる公共事業費の大幅削減

公共事業の進め方

- ・ 効率的、効果的な事業の執行
- ・ 県民ニーズに対応した事業の執行
- ・ 公共事業の透明性の確保・説明責任 等

評価の視点

- ・ 既着工事業の早期効果発現(完成・部分供用・暫定供用) 重点投資
- ・ 遅延事業等の保留・中止
- ・ タイムリーな新規事業着手

【継続評価】

判定項目		優先度A	優先度B	優先度C	備考
概ね3年で完成・一部供用・暫定供用できる事業					平成27～29年度
概ね3年で完成・一部供用・暫定供用できない事業					平成30年度以降
ただし、	他の主要事業(新幹線、直轄事業等)と調整を図りながら進める事業				
	整備効果はあるが、用地補償の解決に一定時間を要するなどの理由から一時的に整備を推進できない事業			保留	
	着工時には整備効果はあったが、社会情勢の変化により整備の必要性がなくなった事業			中止	再評価審議委員会に諮り、決定

【事前評価】

判定項目		優先度A	優先度B	優先度C	備考
概ね3年で完成・一部供用・暫定供用できる事業	具体的な成果指標があり整備効果が高い事業				
	安全・安心の観点から早急に着手し完成させる事業				補修・交通安全・防災事業等
平成30年度以降に完成・一部供用・暫定供用する事業					
ただし、	県の総合計画、社会資本整備重点計画等の趣旨に則り行われる根幹的な事業				道路改築系、河川改修、港湾改修、流域下水道等
	他の主要事業(新幹線、直轄事業等)と調整を図りながら進める事業				
	災害が発生し、地域住民から抜本的な整備要望が強く、早急に着手すべき事業				
	他機関(国、市町村等)が事業主体となるのが適当である事業				

評点について

優先度A : 【評点】 = (基本評点) + (優先度補正 0点)
 優先度B : 【評点】 = (基本評点) + (優先度補正 -15点)
 優先度C : 【評点】 = (基本評点) + (優先度補正 -25点)
 複数の判定項目(の項目)に該当する場合は、最も低い判定度を採用する。

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準（概要）

県土整備部所管事業

事業区分	事業種別	基準表番号	社会経済情勢										効率性		環境影響への配慮	合計 点数配分の考え方																		
			必要性				有効性	優先性					費用対効果	コスト削減																				
			県民ニーズへの適合性	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	現状の課題又は将来の需要予測	手段の妥当性	県民満足度からの成果	事業実施の適時性	地元の事業推進体制等																									
共通（事前評価に限る） すべての事業 事前評価対象事業																																		
			評価項目及び配点区分は事業種別ごとの基準による										5		20		30																	
			配点を 変更 (10点 5点)										配点を 変更 (10点 5点)		配点を 変更 (10点 20点)		・新規事業については、採択にあたり環境に対する影響を十分配慮する必要があることから、青森県環境計画の環境配慮指針における環境配慮事項の重要度により評価することとし、「環境影響への配慮」の配点を高くしている。 ・手段の代替性及びコスト削減対策の検討は、採択にあたっての必須事項であることから、「手段の妥当性」及び「コスト削減」の配点を低くしている。																	
1 道路課																																		
道路事業																																		
道路改築事業																																		
			段階・配点 (この場合 段階で5点を配点)																															
			5										5		10		100																	
国道改築事業 【補助・交付金】 県道改築事業【交付金】 市町村合併支援事業 【県単】 道路建設整備事業費 【県単】 核燃料サイクル交付金事業 【交付金】			21-1	・県民ニーズの把握 ・ニーズへの適合性	・各種上位整備計画上の位置付け	・緊急輸送道路ネットワークの位置付け ・区間状況（代替路、危険箇所、急勾配・急カーブ、幅員、交通混雑度、冬期未改良、事故率、歩道設置、交通不能区間） ・地域指定（振興山村、過疎、特別豪雪、その他） ・路線状況（バス路線、主要観光路線） ・各種整備計画の位置付け ・市町村合併支援道路 ・大規模開発	手段の妥当性代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・周辺市町村の要望 ・協議会等の設置状況 ・市町村関連事業の状況 ・反対運動の状況 ・用地取得の状況 ・構想段階からの市民参画、合意形成手続の状況 ・地籍調査の状況	・費用便益比(B/C)	コスト削減対策の検討状況	「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、主要な道路ネットワークを効率的に整備することを目的としている事業であることから、緊急輸送道路ネットワークでの位置づけや代替路線の有無など現状課題を重視し、「現状の課題又は将来の需要予測」の配点を高くしている。 ・条件不利地域に配慮するため、「現状の課題又は将来の需要予測」の中で地域指定の項目を設けている。																				
災害防除事業																																		
			5										5		35		10		10		10		5		-		-		10		10		100	
国道災害防除事業 【交付金】			21-2	・県民ニーズの把握 ・ニーズへの適合性	・各種上位計画上の位置付け	・被災歴又は防災点検による対策の緊急度等 ・路線種類（バス路線、緊急輸送道路） ・区間状況（代替路、事前交通規制区間、交通量）	手段の妥当性代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・周辺市町村の要望 ・協議会等の設置状況 ・市町村関連事業の状況 ・反対運動の状況 ・用地取得の状況 ・構想段階からの市民参画、合意形成手続の状況 ・地籍調査の状況	-	コスト削減対策の検討状況	「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、落石危険箇所等を解消することにより、より安全で信頼性の高い道路交通の確保を図るための事業であり、被災履歴による対策の緊急度、路線種類などを重視し、「現状の課題又は将来の需要予測」の配点を高くしている。																				
交通安全事業																																		
			5										5		20		10		10		10		20		-		-		10		10		100	
道路交通安全施設整備事業 【交付金】			21-3	・県民ニーズの把握 ・ニーズへの適合性	・各種上位計画上の位置付け	・路線種類（通学路、公共施設等接続路、バス路線） ・区間状況（歩道、事故多発地点） ・地域指定（特別豪雪） ・特定交安道路指定 ・歩行者・自転車交通量 ・自動車交通量	手段の妥当性代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・周辺市町村の要望 ・協議会等の設置状況 ・市町村関連事業の状況 ・反対運動の状況 ・用地取得の状況 ・構想段階からの市民参画、合意形成手続の状況 ・地籍調査の状況	-	コスト削減対策の検討状況	「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、歩道等の整備により歩行者や自転車利用者の安全の確保を図る事業であり、通学路の指定など現状課題の把握が重要であることから、「現状の課題又は将来の需要予測」及び「地元の推進体制等」の配点を高くしている。																				

県土整備部所管事業

事業区分	事業種別	基準表番号	社会経済情勢										効率性		環境影響への配慮	合計					
			必要性				有効性	優先性			費用対効果	コスト削減	点数配分の考え方								
			県民ニーズへの適合性	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	現状の課題又は将来の需要予測	手段の妥当性	県民満足度からの成果	事業実施の適時性	地元の事業推進体制等												
道路事業	防雪事業			5		5		25		10		10		10		15	-	-	10	10	100
	積寒地域道路整備事業【交付金】 道路改築事業（電源立地地域対策交付金事業）【交付金】	21-5	・県民ニーズの把握 ・ニーズへの適合性	・各種上位計画上の位置付け	・緊急輸送道路ネットワークの位置付け ・区間状況（代替路・急勾配、急カーブ、幅員狭小、歩道、DID等） ・路線種類（通学路指定、バス路線、主要観光路線、雪害指定路線） ・地域指定（過疎、特別豪雪）	手段の妥当性代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・周辺市町村の要望 ・協議会等の設置状況 ・市町村関連事業の状況 ・反対運動の状況 ・用地取得の状況 ・構想段階からの市民参画、合意形成手続の状況 ・地籍調査の状況										「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、防雪柵等の整備により冬期間の安全な通行を確保するための事業であることから、緊急輸送道路ネットワークの位置づけやバス路線の指定状況などを重視し、「現状の課題又は将来の需要予測」の配点を高くしている。	
	凍雪害防止事業			5		5		25		10		10		10		15	-	-	10	10	100
	積寒地域道路整備事業【交付金】	21-6	・県民ニーズの把握 ・ニーズへの適合性	・各種上位計画上の位置付け	・緊急輸送道路ネットワークの位置付け ・雪みち計画の整備箇所 ・区間状況（急勾配・急カーブ、代替路、冬期危険箇所、幅員狭小、DID、排雪実施等） ・安定供給水源 ・地域指定（特別豪雪地域） ・路線種類（雪害指定路線、主要観光路線）	手段の妥当性代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・周辺市町村の要望 ・協議会等の設置状況 ・市町村関連事業の状況 ・反対運動の状況 ・用地取得の状況 ・構想段階からの市民参画、合意形成手続の状況 ・地籍調査の状況										「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、流雪溝等の整備により冬期間の安全な通行を確保するための事業であることから、人家連担部や幅員狭小区間などを重視し、「現状の課題又は将来の需要予測」の配点を高くしている。	
	電線共同溝整備事業			5		5		20		10		10		10		20	-	-	10	10	100
	道路交通安全施設整備事業【交付金】	21-7	・県民ニーズの把握 ・ニーズへの適合性	・各種上位計画上の位置付け	・地域種類（文化施設周辺施設、国際観光施設周辺地域、商業業務地域、中規模商店街、オフィス街、歴史的風土保存・形成地区、住居系地域等） ・都市再開発等との関連 ・路線種類（緊急輸送道路・避難路、バス路線、通学路） ・風致地区・美観地区 ・電線類地中化計画への位置付け	手段の妥当性代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・周辺市町村の要望 ・協議会等の設置状況 ・市町村関連事業の状況 ・反対運動の状況 ・用地取得の状況 ・構想段階からの市民参画、合意形成手続の状況 ・地籍調査の状況										「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、電線類の地中化により災害に強く、安全で、優れた景観を有するまちづくりを目的とする事業であり、対象地域の景観形成の取組み状況などを重視し、「現状の課題又は将来の需要予測」及び「地元の推進体制等」の配点を高くしている。	
	市町村道代行業業			5		5		30		10		10		10		10	-	-	10	10	100
	県代行業業【交付金】	21-8	・県民ニーズの把握 ・ニーズへの適合性	・各種上位計画上の位置付け	・区間状況（代替路、危険箇所、幅員狭小、急勾配・急カーブ、冬期通行不能区間、幅員） ・路線種類（主要観光路線、バス路線、通学路） ・地域指定（過疎、振興山村、特別豪雪、半島振興）	手段の妥当性代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・周辺市町村の要望 ・協議会等の設置状況 ・市町村関連事業の状況 ・反対運動の状況 ・用地取得の状況 ・構想段階からの市民参画、合意形成手続の状況 ・地籍調査の状況										「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、市町村道の整備を県が代行して行う事業であり、当該市町村の地域指定、危険箇所や代替路の有無など現状の課題を重視し、「現状の課題又は将来の需要予測」の配点を高くしている。	

県土整備部所管事業

事業区分	事業種別	基準表番号	社会経済情勢										効率性		環境影響への配慮	合計	
			必要性				有効性	優先性			費用対効果	コスト縮減	点数配分の考え方				
			県民ニーズへの適合性	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	現状の課題又は将来の需要予測	手段の妥当性	県民満足度からの成果	事業実施の適時性	地元の事業推進体制等								
2 河川砂防課																	
治水事業																	
河川事業																	
	広域河川改修事業【交付金】 流域治水対策河川事業【交付金】 床上浸水対策特別緊急事業【補助】 総合流域防災事業【交付金】 河川改良事業（県単）	2 2 - 1	5	5	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
	総合流域防災事業（環境系）【交付金】	2 2 - 2	15	5	10	10	10	10	10	10	15	5	10	10	10	100	
ダム事業																	
	河川総合開発事業（補助）	2 2 - 4	20	5	5	10	10	10	10	15	5	10	10	10	100		
砂防事業																	
	砂防事業（通常砂防事業）【交付金】 砂防事業（火山砂防事業）【交付金】 砂防事業（砂防整備事業）【県単】	2 2 - 5	5	10	15	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100		
	地すべり対策事業【交付金】	2 2 - 6	5	10	15	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100		

県土整備部所管事業

事業区分	事業種別	基準表番号	社会経済情勢											効率性		環境影響への配慮	合計			
			必要性				有効性	優先性			費用対効果	コスト削減	点数配分の考え方							
			県民ニーズへの適合性	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	現状の課題又は将来の需要予測	手段の妥当性・代替性、妥当性	県民満足度からの成果	事業実施の適時性	地元の事業推進体制等											
海岸事業	海岸事業			10		10		10		10		10		10		10		10	100	
	海岸高潮対策事業【交付金】 海岸侵食対策事業【交付金】	22-7	・県民ニーズの把握・ニーズへの適合性	・県管理・整備の海岸・海岸保全基本計画上の位置付け	・浸水・侵食被害地区 ・防護人口・防護面積 ・保全対象施設等の有無、種類 ・現況打上高 ・既設海岸保全施設の老朽化・防護機能低下 ・他事業との関連	手段の妥当性・代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・市町村、地区住民の要望 ・関連事業の有無 ・反対運動の有無 ・漁業関係者等との調整状況 ・その他推進協力体制の状況	・費用便益比(B/C)	コスト削減対策の検討状況	「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、津波・高潮・波浪から県民の生命や財産を守るため、機能が不足している海岸保全施設を整備する事業であることから、地元の事業推進体制、費用対効果等をそれぞれ考慮し、各項目均等に配点している。							
急傾斜地事業	急傾斜地事業			5		10		15		10		10		10		10		10	100	
	急傾斜地崩壊対策事業【交付金】 急傾斜地対策事業（県単）	22-8	・県民ニーズの把握・ニーズへの適合性	・急傾斜地崩壊危険区域・雪崩危険箇所 ・青森県地域防災計画上の位置付け	・過去の災害実績、被害実績 ・崖壁利用水準 ・利用支障の要因（耐震性、交通混雑、越波、老朽化等） ・植生状況	手段の妥当性・代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・市町村、地区住民の要望 ・関連事業の有無 ・反対運動の状況 ・土砂災害ハザードマップの作成・活用状況	・費用便益比(B/C)	コスト削減対策の検討状況	「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、急傾斜地区域や雪崩区域にある保全を必要とする人家を土砂災害等から守ることを目的とする事業であることから、過去の災害・避難実績や保全対象施設などを重視し、「現状の課題又は将来の需要予測」の配点を高くしている。							
3 港湾空港課																				
港湾事業	港湾事業			10		10		15		10		10		15		-		10	10	100
	港湾改修事業（交付金）（起債事業含む）	23-1	・県民ニーズの把握・ニーズへの適合性	・県管理・整備の港湾・港湾計画等上の位置付け	・荷役障害（充足率） ・荷役障害（静穏度） ・崖壁利用水準 ・利用支障の要因（耐震性、交通混雑、越波、老朽化等）	手段の妥当性・代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・周辺市町村の要望 ・協議会等の設置状況 ・関連事業の有無 ・反対運動の有無 ・輸送機関、漁業・港湾関係者との調整状況 ・その他推進協力体制の状況（町内会、NPO等）	・費用便益比(B/C)	コスト削減対策の検討状況	「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、港湾における物流機能向上に資する施設整備を行うことにより産業活動と一体化した海上ネットワークを構築するための事業であることから、地域経済活動への寄与などを重視し、「地元の事業推進体制等」及び「現状の課題又は将来の需要予測」の配点を高くしている。							
	港湾環境整備事業（緑地）【交付金】	23-2	・県民ニーズの把握・ニーズへの適合性	・県管理・整備の港湾・港湾計画等上の位置付け	・緑地率 ・用地（空間）不足の状況（地震時の避難地、騒音、休憩、親水空間等） ・施設の老朽化、利用形態の変化 ・連携事業の有無 等	手段の妥当性・代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・周辺市町村の要望 ・協議会等の設置状況 ・関連事業の有無 ・反対運動の有無 ・輸送機関、漁業・港湾関係者との調整状況 ・その他推進協力体制の状況（町内会、NPO等）	・費用便益比(B/C)	コスト削減対策の検討状況	「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、港湾環境の向上を図るため、緑地や親水空間の整備するなど地域の要請に基づき市民活動と連携した港湾施設を整備する事業であることから、「地元の事業推進体制等」及び「費用対効果」の配点を高くしている。							
	海浜・水質浄化施設整備事業【交付金】	23-3	・県民ニーズの把握・ニーズへの適合性	・県管理・整備の港湾・港湾計画等上の位置付け	・水質、底質の悪化 ・観光施設周辺の悪臭 ・親水空間、コミュニティ活動の場の不足 ・連携事業の有無 等	手段の妥当性・代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・周辺市町村の要望 ・協議会等の設置状況 ・関連事業の有無 ・反対運動の有無 ・輸送機関、漁業・港湾関係者との調整状況 ・その他推進協力体制の状況（町内会、NPO等）	・費用便益比(B/C)	コスト削減対策の検討状況	「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、港湾環境の向上を図るため、緑地や親水空間の整備するなど地域の要請に基づき市民活動と連携した港湾施設を整備する事業であることから、「地元の事業推進体制等」及び「費用対効果」の配点を高くしている。							
海岸事業	海岸事業			10		10		10		10		10		10		10		10	100	
	海岸事業【交付金】	23-4	・県民ニーズの把握・ニーズへの適合性	・県管理・整備の海岸・海岸保全基本計画上の位置付け	・浸水・侵食被害地区 ・防護人口・防護面積 ・保全対象施設等の有無、種類 ・現況打上高 ・既設海岸保全施設の老朽化・防護機能低下 ・他事業との関連	手段の妥当性・代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・市町村、地区住民の要望 ・関連事業の有無 ・反対運動の有無 ・漁業関係者等との調整状況 ・その他推進協力体制の状況	・費用便益比(B/C)	コスト削減対策の検討状況	「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、津波・高潮・波浪から県民の生命や財産を守るため、機能が不足している海岸保全施設を整備する事業であることから、地元の事業推進体制、費用対効果等をそれぞれ考慮し、各項目均等に配点している。							

県土整備部所管事業

事業区分	事業種別	基準表番号	社会経済情勢										効率性		環境影響への配慮	合計
			必要性				有効性	優先性			費用対効果	コスト削減	点数配分の考え方			
			県民ニーズへの適合性	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	現状の課題又は将来の需要予測	手段の妥当性	県民満足度からの成果	事業実施の適時性	地元の事業推進体制等							
4 都市計画課																
下水道事業	下水道事業			5	10	10	10	10	10	10	10	10	15	10	10	100
	流域下水道事業（交付金）	24-1	・県民ニーズの把握 ・ニーズへの適合性	・県実施・代行の事業 ・青森県汚水処理施設整備構想上の位置付け	・下水道普及率 ・自然公園の有無 ・下流域の上水道水源、閉鎖性水域の有無 ・効果（水質向上、汚泥の有効活用） ・対象処理人口	手段の妥当性代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・市町村の要望 ・協議会等の設置状況 ・町内会等の住民協力組織の設置状況 ・関連事業の状況 ・反対運動の状況 ・用地取得の状況 ・整備後の下水道接続見込み	・費用便益比(B/C)	コスト削減対策の検討状況	「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、快適な生活環境を創造し、河川等の公共用水域の水質保全を図るため、汚水処理施設を整備する事業であることから、必要性、効率性を重視し、「県実施の妥当性又は上位計画との適合性」及び「費用対効果」の配点を高くしている。			
街路事業	道路改築事業			5	5	20	10	10	10	10	10	10	10	10	100	
	道路改築事業（交付金・県単）	24-2	・県民ニーズの把握 ・ニーズへの適合性	・県整備・管理の街路 ・地域の都市計画マスタープラン上の位置付け	《道路機能・特性》 ・都市外拠点・広域交通拠点と市街地の連結 ・都市内拠点の連結 ・都心軸の形成 ・商業・業務地区の活動、まちづくり支援 ・歴史・景観の考慮 ・都市防災機能、渋滞解消、災害避難路、自転車歩行者空間形成 ・大規模プロジェクト関連 ・市町村の地域総合計画等の位置付け ・医療、教育等公益施設関連 ・市町村合併支援	手段の妥当性代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・市町村の要望 ・協議会等の設置状況 ・関連事業の状況 ・反対運動の状況 ・用地取得の状況	・費用便益比(B/C)	コスト削減対策の検討状況	「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、都市における交通混雑を解消し、円滑で安全な交通網を整備し、地域のまちづくりに寄与する事業であることから、都市構造における道路機能等を重視し、「現状の課題又は将来の需要予測」の配点を高くしている。			
都市公園整備事業	都市公園整備事業			5	5	20	10	10	10	10	10	10	10	10	100	
	都市公園事業	24-4	・県民ニーズの把握 ・ニーズへの適合性	・県管理・整備の公園 ・青森県広域緑地計画上の位置付け	・一人当たりの都市公園面積 ・一人当たりの広域避難地面積 ・長寿・福祉社会への対応 ・防災公園としての位置付け ・効果（地域の活性化、バリアフリー対応） ・公園施設整備等への民間活力導入の見込み	手段の妥当性代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・市町村の要望 ・協議会等の設置状況 ・関連事業の状況 ・反対運動の状況 ・用地取得の状況	・費用便益比(B/C)	コスト削減対策の検討状況	「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、余暇需要に応えるとともに、住民の生活環境の保全機能、防災機能を果たし、地域振興にも寄与する事業であることから、1人当たり都市公園面積等の現状課題を重視し、「現状の課題又は将来の需要予測」の配点を高くしている。			
5 建築住宅課																
住宅整備事業	公営住宅等整備事業			10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	
	建替（交付金）	25-2	・県民ニーズの把握 ・ニーズへの適合性	・県整備の公営住宅 ・青森県営住宅等長寿命化計画、青森県住生活基本計画上の位置付け	・築年数・耐用年数の経過状況 ・老朽化率 ・耐震性の状況 ・過去の県営住宅応募倍率 ・都市居住型誘導居住面積水準 ・効果（耐震性向上、バリアフリー対応、身体障害者等特定目的公営住宅整備）	手段の妥当性代替性、妥当性	成果の把握状況	ライフライン事業又は関連事業の状況	・市町村の要望 ・入居者の同意・協力の状況 ・周辺地区自治会等の同意・協力の状況 ・入居者の仮住居の状況 ・市との連携整備の状況	・費用便益比(B/C)	コスト削減対策の検討状況	「第四次青森県環境計画」への対応状況	・本事業は、上記公営住宅の老朽化に伴う建替を行う事業であり、老朽化率、入居者の同意・協力状況及び費用対効果などそれぞれを考慮し、各項目均等に配点している。			

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	道路課
-----	-----

基準表 番号	21-1
-----------	------

事業種別	道路改築事業（国道改築事業（補助・交付金）、県道改築事業（補助・交付金）、市町村合併支援事業（県単）、道路建設整備事業費（県単）、核燃料サイクル交付金事業（交付金））
------	---

評価項目		区分	配点	事業種別ごとの基準		点数	
必要性	県民ニーズへの適合性	a	5点	2段階	・道路に対する具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性がかなり高い事業である。	5点	
					・道路に対する具体的な県民ニーズを把握しており、県民ニーズはある。	3点	
					・県民ニーズが把握されていない。又は県民ニーズが低い。	0点	
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	5点	2段階	・各種上位整備計画の中に位置付けられ、計画推進のために最も重要な事業である。	5点	
					・各種上位整備計画の中に位置付けられ、計画推進のために重要な事業である。	3点	
					・県実施の妥当性、上位計画への適合性が低い。	0点	
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	20点	5段階	以下の課題解決のため必要な事業である。 緊急輸送道路ネットワークに位置づけられている。 代替路がない道路である。 危険箇所がある。 急勾配（6.0%以上）、急カーブがある。 幅員狭小である。 交通混雑度1.0以上である。 冬期末改良区間である。 山村地域である。 過疎地域である。 特別豪雪地域である。 その他の地域指定がある。 バス路線である。 主要観光路線である。 「各種整備計画」に位置づけられている。 歩道設置の必要がある。 事故率が高い。 市町村、合併支援道路である。 交通不能区間がある。 大規模開発がある。	15以上に該当	20点
						13以上に該当	16点
						10以上に該当	12点
						6以上に該当	8点
1～5に該当						4点	
・現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。	0点						
手段の妥当性	a	10点	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点		
	b	-	・手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点			
有効性	a	10点	2段階	・成果にかかる指標を1つ以上設定し、定量的に把握をしているもの。	10点		
				・成果について定性的な把握をしているもの。	5点		
				・県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点		
優先性	a	10点	2段階	・ライフライン事業である。	10点		
				・当該事業の効果発現に関連する事業がある。 （上記以外の事業）			
				2事業以上、他省庁事業 1事業			
	b	-	・関連事業がないなど適時性が低い。	0点			
	地元の事業推進（協力）体制等の状況	a	10点	4段階	以下のとおり地元の推進（協力）体制等が整っている。 周辺市町村から県、国等への要望がある。（要望書の提出等） 周辺市町村から成る協議会等が設置されている。 周辺市町村に当該事業に関連した事業がある。または事業が予定されている。 一部の地元住民による反対運動がない。 用地取得については、概ね合意を得ている。（見直し含む） 構想段階から市民が参画し、合意形成手続きを踏んでいる。 地籍調査が済んでいる。	4以上に該当	10点
						3に該当	8点
2に該当						5点	
1に該当						3点	
b	-	・事業を円滑に進めるための地元の推進（協力）体制等が整っていない。	0点				
効率性	a	10点	2段階	1.5 B/C	10点		
				1.0 B/C < 1.5	5点		
	b	-	B/C < 1.0	0点			
	コスト縮減の検討状況	a	10点	-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	10点	
b		-	・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。	0点			
環境影響への配慮	a	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点		
	b	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点			
合計点数 100点							

配点について：本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性：10点 5点」「コスト縮減の検討状況：10点 5点」「環境影響への配慮：10点 20点」（詳細は事業別評価基準（概要）に掲載）

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	道路課	基準表 番号	21 - 2
-----	-----	-----------	--------

事業種別	災害防除事業(国県道災害防除事業(交付金))
------	------------------------

評価項目		区分	配点	事業種別ごとの基準	点数			
必要性	県民ニーズへの適合性	a	5点	2段階 ・道路に対する具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適応性がかなり高い事業である。	5点			
				・道路に対する具体的な県民ニーズを把握しており、県民ニーズはある。	3点			
		b	-	・県民ニーズが把握されていない、又は県民ニーズが低い。	0点			
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	5点	2段階 ・各種上位整備計画の中に位置付けられ、計画推進のために最も重要な事業である。	5点			
				・各種上位整備計画の中に位置付けられ、計画推進のために重要な事業である。	3点			
		b	-	・県実施の妥当性、上位計画への適合性が低い。	0点			
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	35点	5段階	被災履歴がある。 25点	該当項目は左記にさらに加 点する。 代替路がない +2点 バス路線 +2点 事前交通規制区間 +2 点 緊急輸送道路 +2点 交通量 1,000台/日以上 +2点	31～35点の場合	35点
					H18防災点検において要対策箇所。 20点		24～30点の場合	28点
					H18防災点検においてカルテ対応箇所。 15点		17～23点の場合	21点
					H18防災点検において長期的に対策が必要な箇所。 10点		11～16点の場合	14点
H18防災点検の箇所にはないが、対策が必要な箇所。 5点					～10点の場合		7点	
b		-	・現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。	0点				
手段の妥当性	a	10点	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点			
	b		-	・手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点			
有効性	県民満足度向上の視点から事業の実施によって得ようとしている成果	a	10点	2段階 ・成果にかかる指標を一つ以上設定し、定量的な把握をしているもの。	10点			
		b		-	・成果について定性的な把握をしているもの。	5点		
優先性	事業実施の適時性	a	10点	2段階 ・ライフライン事業である。	/			
				・当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業)				
				2事業以上、他省庁事業		10点		
	1事業	5点						
b	-	・関連事業がないなど適時性が低い。	0点					
地元の事業推進(協力)体制等の状況	a	5点	2段階	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 周辺市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 周辺市町村から成る協議会等が設置されている。 周辺市町村に当該事業に関連した事業がある。また事業が予定されている。 一部の地元住民による反対運動がない。 用地取得については、概ね合意を得ている。(見直し含む) 構想段階から地元住民が参加、合意形成手続きを踏んでいる。 地籍調査が済んでいる。	4つ以上に該当	5点		
	1～3つに該当			3点				
b	-	・事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	0点					
効率性	費用対効果の状況	a	-点	-	-点			
		b		-	-点			
	コスト縮減の検討状況	a	10点	-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	10点		
		b		-	・コスト縮減対策について検討されていない、又は、コスト縮減の余地がある。	0点		
環境影響への配慮	a	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点			
	b		-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点			
合計点数 100点								

配点について：本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性：10点 5点」「コスト縮減の検討状況：10点 5点」「環境影響への配慮：10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課		道路課		基準表 番号		21-3		
事業種別		交通安全事業(道路交通安全施設整備事業(交付金))						
評価項目		区分	配点	事業種別ごとの基準		点数		
必要性	県民ニーズへの適合性	a	5点	2段階	・道路に対する具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性がかなり高い事業である。		5点	
		b		-	・道路に対する具体的な県民ニーズを把握しており、県民ニーズはある。		3点	
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	5点	2段階	・各種上位整備計画の中に位置付けられ、計画推進のために最も重要な事業である。		5点	
		b		-	・各種上位整備計画の中に位置付けられ、計画推進のために重要な事業である。		3点	
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	20点	5段階	以下の課題解決のため必要な事業である。 通学路である。 公共施設または福祉施設を結ぶ道路である。 歩道がない、または連続していない、 歩道があるが、幅員が1.5m以下である。 バス路線である。 事故多発地点である。 特別豪雪地域である。 「特定交安道路指定」を受けている箇所である。 歩行者・自転車交通量が100人/日以上ある。 (通学路にあっては学童・園児が40人以上あること、) 自動車交通量が1000台/12h以上あること。 (通学路にあっては500台/12h以上あること、)		5つ以上に該当	20点
		b			-	4つに該当		16点
	-				3つに該当		12点	
	-				2つに該当		8点	
	-				1つに該当		4点	
	手段の妥当性	a	10点	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。		10点	
b		-		・手段には代替性があり、改善の余地がある。		0点		
有効性	県民満足度向上の視点から事業の実施によって得ようとしている成果	a	10点	2段階	・成果にかかる指標を1つ以上設定し、定量的に把握をしているもの。		10点	
		b		-	・成果について定性的な把握をしているもの。		5点	
優先性	事業実施の適時性	a	10点	2段階	・ライフライン事業である。		10点	
					・当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業)		10点	
					2事業以上、他省庁事業			
	1事業		5点					
	地元の事業推進(協力)体制等の状況	a	20点	4段階	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 周辺市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 周辺市町村から成る協議会等が設置されている。 周辺市町村に当該事業に関連した事業がある、または事業が予定されている。 一部の地元住民による反対運動がない。 用地取得については、概ね合意を得ている。(見直し含む) 構想段階から市民が参画し、合意形成手続きを踏んでいる。 地籍調査が済んでいる。		5つ以上に該当	20点
					4つに該当		16点	
3つに該当					10点			
1~2に該当		6点						
b		-	・事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。		0点			
効率性	費用対効果の状況	a	-	-	-	-	-	
		b	-	-	-	-	-	
	コスト縮減の検討状況	a	10点	-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。		10点	
		b		-	・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。		0点	
環境影響への配慮	a	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。		10点		
	b		-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。		0点		
合計点数 100点								

配点について：本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性：10点 5点」「コスト縮減の検討状況：10点 5点」「環境影響への配慮：10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	道路課	基準表 番号	21 - 5
-----	-----	-----------	--------

事業種別	防雪事業(積寒地域道路整備事業(交付金)) 道路改築事業(電源立地地域対策交付金事業(交付金))
------	---

評価項目	区分	配点	事業種別ごとの基準	点数				
必要性	県民ニーズへの適合性	a	5点	2段階	道路に対する具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適応性がかなり高い事業である。	5点		
				3段階	道路に対する具体的な県民ニーズを把握しており、県民ニーズはある。	3点		
		b	-	県民ニーズが把握されていない。又は県民ニーズが低い。	0点			
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	5点	2段階	各種上位整備計画の中に位置付けられ、計画推進のために最も重要な事業である。	5点		
				3段階	各種上位整備計画の中に位置付けられ、計画推進のために重要な事業である。	3点		
		b	-	県実施の妥当性、上位計画への適合性が低い。	0点			
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	25点	5段階	以下	以下の課題解決のため必要な事業である。 緊急輸送道路ネットワークに位置づけられている。 急坂路(6%以上)又は急カーブ区間がある。 人家連担部又は交差点区間を含んでいる。 幅員が狭小である。 代替路がない区間である。 通学路指定区間である。 DID地区を含む区間である。 歩道が設置されている区間である。 バス路線である。 主要観光路線である。 雪害指定路線である。 特別豪雪地帯である。 過疎地域である。	7つ以上に該当	25点
					5-6つに該当	20点		
					4つに該当	15点		
					3つに該当	10点		
1-2つに該当					5点			
b	-	現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。	0点					
手段の妥当性	a	10点	-	手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点			
	b	-	手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点				
有効性	a	10点	2段階	成果にかかる指標を一つ以上設定し、定量的な把握をしているもの。	10点			
				成果について定性的な把握をしているもの。	5点			
				-	県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点		
優先性	a	10点	2段階	ライフライン事業である。	10点			
				当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業)	10点			
				2事業以上、他省庁事業	5点			
	b	-	関連事業がないなど適時性が低い。	0点				
	a	15点	4段階	以下	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 周辺市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 周辺市町村から協賛会等が設置されている。 周辺市町村に当該事業に関連した事業がある。また事業が予定されている。 一部の地元住民による反対運動がない。 用地取得については、概ね合意を得ている。(見直し含む) 構想段階から地元住民が参加、合意形成手続きを踏んでいる。 地籍調査が済んでいる。	5つ以上に該当	15点	
					4つに該当	12点		
3つに該当					8点			
b	-	事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	0点					
効率性	a	-点	-	-	-点			
				-	-点			
	b	10点	-	コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	10点			
				コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。	0点			
a	10点	-	第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点				
			b	-	第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点		
合計点数 100点								

配点について：本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性：10点 5点」「コスト縮減の検討状況：10点 5点」「環境影響への配慮：10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	道路課
-----	-----

基準表 番号	21-6
-----------	------

事業種別	凍雪害防止事業(積寒地域道路整備事業(交付金))
------	--------------------------

評価項目		区分	配点	事業種別ごとの基準	点数	
必要性	県民ニーズへの適合性	a	5点	2段階	道路に対する具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適応性が高い事業である。 5点	
				-	道路に対する具体的な県民ニーズを把握しており、県民ニーズはある。 3点	
		b			-	県民ニーズが把握されていない。又は県民ニーズが低い。 0点
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	5点	2段階	各種上位整備計画の中に位置付けられ、計画推進のために最も重要な事業である。 5点	
				-	各種上位整備計画の中に位置付けられ、計画推進のために重要な事業である。 3点	
		b			-	県実施の妥当性、上位計画への適合性が低い。 0点
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	25点	5段階	以下	以下の課題解決のため必要な事業である。 緊急輸送道路ネットワークに位置づけられている。 「雪みち計画(策定中含む)」の整備箇所位置づけられている。 急勾配(6%以上)の区間、または急カーブがある。 代替路がない区間である。 冬期危険箇所がある。 幅員狭小である。 DID(人口集中)地区である。 安定供給が可能な水源がある。 特別豪雪地域である。 雪害指定路線である。 主要観光路線である。 排雪実施区間である。 人家連担部である。 7つ以上に該当 25点
					5つ～6つに該当 20点	
4つに該当 15点						
3つに該当 10点						
1～2つに該当 5点						
	b			-	現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。 0点	
手段の妥当性	a	10点		-	手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 10点	
				b	-	手段には代替性があり、改善の余地がある。 0点
有効性	a	10点	2段階	成果にかかる指標を一つ以上設定し、定量的な把握をしているもの。 10点		
				-	成果について定性的な把握をしているもの。 5点	
	b			-	県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。 0点	
優先性	事業実施の適時性	a	10点	2段階	ライフライン事業である。 10点	
					当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業)	
					2事業以上、他省庁事業 10点	
	地元の事業推進(協力)体制等の状況	a	15点	4段階	5つ以上に該当 15点	
					4つに該当 12点	
					3つに該当 8点	
	b			1～2つに該当 5点		
				-	事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。 0点	
効率性	費用対効果の状況	a	-	-	-	
				b	-	-
	コスト縮減の検討状況	a	10点		-	コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。 10点
					b	-
環境影響への配慮	a	10点		-	第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。 10点	
				b	-	第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。 0点
合計点数			100点			

配点について：本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性：10点 5点」「コスト縮減の検討状況：10点 5点」「環境影響への配慮：10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	道路課
-----	-----

基準表 番号	21-7
-----------	------

事業種別	電線共同溝整備事業(道路交通安全施設整備事業(交付金))
------	------------------------------

評価項目		区分	配点	事業種別ごとの基準	点数	
必要性	県民ニーズへの適合性	a	5点	2段階 ・道路に対する具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性がかなり高い事業である。	5点	
				- ・道路に対する具体的な県民ニーズを把握しており、県民ニーズはある。	3点	
		b		- ・県民ニーズが把握されていない。又は県民ニーズが低い。	0点	
				県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	5点
	- ・各種上位整備計画の中に位置付けられ、計画推進のために重要な事業である。	3点				
		b		- ・県実施の妥当性、上位計画への適合性が低い。	0点	
				現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	20点
	4つに該当	16点				
	3つに該当	12点				
	2つに該当	8点				
1つに該当	4点					
	b		- ・現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。	0点		
			手段の妥当性	a	10点	- ・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。
b	- ・手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点				
有効性	県民満足度向上の視点から事業の実施によって得ようとしている成果	a	10点	2段階 ・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。 (行政計画書(アウトカム・プラン)に基づく以下の指標で把握しているもの。) 電線地中化率の向上	10点	
				- ・成果について定性的な把握をしているもの。	5点	
		b		- ・県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点	
				事業実施の適時性	a	10点
2事業以上、他省庁事業	10点					
1事業	5点					
- ・関連事業がないなど適時性が低い。	0点					
	地元の事業推進(協力)体制等の状況	a	20点	4段階 以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 周辺市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 周辺市町村から成る協議会等が設置されている。 周辺市町村に当該事業に関連した事業がある。または事業が予定されている。 一部の地元住民による反対運動がない。 用地取得については、概ね合意を得ている。(見通し含む) 構想段階から市民が参画し、合意形成手続きを踏んでいる。 地籍調査が済んでいる。	5つ以上に該当	20点
					4つに該当	16点
		b		- ・事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	0点	
				費用対効果の状況	a	-点
	b		- -			
			コスト縮減の検討状況	a	10点	- ・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。
b	- ・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。	0点				
環境影響への配慮		a	10点	- ・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点	
				b	- ・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点
合計点数 100点						

配点について：本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性：10点 5点」「コスト縮減の検討状況：10点 5点」「環境影響への配慮：10点 20点」（詳細は事業別評価基準（概要）に掲載）

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	道路課
-----	-----

基準表 番号	21 - 8
-----------	--------

事業種別	市町村道代行業業(県代行業業(交付金))
------	----------------------

評価項目		区分	配点	事業種別ごとの基準	点数	
必要性	県民ニーズへの適合性	a	5点	2段階 ・道路に対する具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。	5点	
		b		-	・道路に対する具体的な県民ニーズを把握しており、県民ニーズはある。	3点
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	5点	2段階 ・各種上位整備計画の中に位置づけられ、計画推進のために最も重要な事業である。	5点	
		b		-	・各種上位整備計画の中に位置づけられ、計画推進のために重要な事業である。	3点
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	30点	6段階 以下の課題解決のため必要な事業である。 過疎地域である。 山村振興地域である。 特別豪雪地域である。 半島振興地域である。 代替道がない道路である。 危険箇所がある。 車のすれちがいができない箇所がある。 急勾配区間がある(勾配6%以上)、急カーブがある。 主要観光路線である。 バス路線である。 通学路である。 冬期通行不能区間がある。	8つ以上に該当	30点
					7つに該当	25点
		6つに該当			20点	
		5つに該当			15点	
		4つに該当			10点	
		1-3つに該当			5点	
b	-	・現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。	0点			
手段の妥当性	a	10点	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点	
	b		-	・手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点	
有効性	県民満足度向上の視点から事業の実施によって得ようとしている成果	a	10点	2段階 ・成果にかかる指標を1つ以上設定し、定量的に把握しているもの。	10点	
		b		-	・成果について定性的な把握をしているもの。	5点
				-	・県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点
優先性	事業実施の適時性	a	10点	2段階 ・ライフライン事業である。	10点	
					・当該事業の効果発現に関連する事業がある。(上記以外の事業)	10点
					2事業以上、他省庁事業	5点
				1事業	0点	
	b	-	・関連事業がないなど適時性が低い。	0点		
	地元の事業推進(協力)体制等の状況	a	10点	4段階 以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 周辺市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 周辺市町村から成る協議会等が設置されている。 周辺市町村に当該事業に関連した事業がある。または、事業が予定されている。 一部の地元住民による反対運動等がない。 用地取得については、概ね合意を得ている。(見直し含む) 構想段階から市民が参画し、合意形成手続きを踏んでいる。 地籍調査が済んでいる。	5つ以上に該当	10点
		4つに該当			8点	
				3つに該当	5点	
				1-2つに該当	3点	
b	-	・事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	0点			
効率性	費用対効果の状況	a	-	-	-点	
		b	-	-	-点	
	コスト縮減の検討状況	a	10点	-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	10点
		b		-	・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。	0点
環境影響への配慮	a	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点	
	b		-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点	
合計点数 100点						

配点について：本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性：10点 5点」「コスト縮減の検討状況：10点 5点」「環境影響への配慮：10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課		河川砂防課		基準表 番号		22 - 1	
事業種別		河川事業(広域河川改修事業(交付金)、流域治水対策河川事業(交付金)、床上浸水対策特別緊急事業(補助)、総合流域防災事業(交付金)、河川改良事業(県単))					
評価項目		区分	配点		事業種別ごとの基準		点数
必要性	県民ニーズへの適合性	a	5点	4段階	・河川に対するアンケート、懇談会等で具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。	5点	
					・河川に対するアンケート、懇談会等で具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。	4点	
		・河川に対するアンケート、懇談会等で具体的な県民ニーズを把握しており、県民ニーズはある。		3点			
		・河川に対するアンケート、懇談会等で具体的な県民ニーズを把握しているが、一部県民のニーズである。		2点			
	b	-	・県民ニーズが把握されていない。又は県民ニーズが低い。	0点			
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	5点	4段階	・県が管理・整備する河川である。また、河川法に基づく河川整備基本方針または河川整備計画が策定され、その計画推進のための重要な事業である。	5点	
					・県が管理・整備する河川である。また、河川法に基づく河川整備基本方針(案)または河川整備計画(案)が策定中で、その計画推進のための重要な事業である。	4点	
		・県が管理・整備する河川である。また、河川法に基づく河川整備基本方針または河川整備計画が未策定であるが、今後の計画推進のための重要な事業である。		3点			
		・県が管理・整備する河川である。		2点			
	b	-	・県実施の妥当性、上位計画への適合性が低い。	0点			
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	20点	4段階	以下の課題解決又は地域の背景から必要な事業である。 過去10年間に洪水による水害被害実績がある。 過去10年間の被災回数が2回以上である。 計画高水流量に対して流下能力比が50%以下である。 流域に重要公共施設及び災害弱者関連施設がある。 想定氾濫区域内の浸水戸数が10戸以上である。 想定氾濫区域内の農地浸水面積は50ha以上である。	4つ以上に該当	20点
						3つに該当	15点
2つに該当						10点	
1つに該当						5点	
b	-	・現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。	0点				
手段の妥当性	a	10点	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点		
	b	-	・手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点			
有効性	a	10点	2段階	・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。 (行政計画書(アウトカム・プラン)に基づく以下の指標で把握しているもの) 想定氾濫被害額 / 被害軽減額 / 氾濫区域内資産額 / 防護人口 / 浸水想定区域の面積	10点		
				・成果について定性的な把握をしているもの。	5点		
b	-	・県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点				
優先性	a	10点	2段階	・ライフライン事業である。	10点		
				・当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業)	10点		
				2事業以上、他省庁事業	10点		
	1事業	5点					
b	-	・関連事業がないなど適時性が低い。	0点				
地元の事業推進(協力)体制等の状況	a	10点	4段階	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 周辺市町村等から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 周辺市町村等から成る協議会等が設置されている。 当該事業に関連した事業がある。または、予定されている。 一部の地元住民による反対運動等がない。 洪水ハザードマップの作成又は広報によりPRに努めるなど 洪水等に対する意識が高い。 地元住民の整備後の維持管理計画への参加が見込まれる。	4つ以上に該当	10点	
					3つに該当	8点	
2つに該当	6点						
1つに該当	4点						
b	-	・事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	0点				
効率性	a	10点	2段階	2.0 B/C	10点		
				1.0 B/C < 2.0	5点		
	b	-	B/C < 1.0	0点			
	コスト縮減の検討状況	a	10点	-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	10点	
b		-	・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。	0点			
環境影響への配慮	a	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点		
	b	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点			
合計点数		100点					

配点について:本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性:10点 5点」「コスト縮減の検討状況:10点 5点」「環境影響への配慮:10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	河川砂防課
-----	-------

基準表 番号	22 - 2
-----------	--------

事業種別	河川事業(総合流域防災事業(環境系)(交付金))
------	--------------------------

評価項目	区分	配点	事業種別ごとの基準	点数		
必要性	県民ニーズへの適合性	15点	4段階	・河川に対するアンケート、懇談会等において、特に河川環境に関する具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性がかなり高い事業である。	15点	
				・河川に対するアンケート、懇談会等において、特に河川環境に関する具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。	12点	
				・河川に対するアンケート、懇談会等において、特に河川環境に関する具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性がある事業である。	10点	
				・河川に対するアンケート、懇談会等で具体的な県民ニーズを把握しているが、一部県民のニーズである。	8点	
				・県民ニーズが把握されていない。又は県民ニーズが低い。	0点	
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	5点	4段階	・県が管理・整備する河川である。また、河川法に基づく河川整備基本方針または河川整備計画が策定され、その計画推進のための重要な事業である。	5点	
				・県が管理・整備する河川である。また、河川法に基づく河川整備基本方針(案)または河川整備計画(案)が策定中で、その計画推進のための重要な事業である。	4点	
				・県が管理・整備する河川である。また、河川法に基づく河川整備基本方針または河川整備計画が未策定であるが、今後の計画推進のための重要な事業である。	3点	
				・県が管理・整備する河川である。	2点	
				・県実施の妥当性、上位計画への適合性が低い。	0点	
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	10点	4段階	以下の課題解決又は地域の背景から必要な事業である。川に関するイベント等積極的な利用がなされている。地域住民の交流、憩いの場所となっている又は、近くに学校、福祉施設等の公共施設がある。貴重種が生息し、河川環境を保全又は改善する必要がある。動植物の生息環境に問題が生じており、改善する必要がある。水質汚濁が生じており、改善する必要がある。水道水源、舟運などの利用者が存在する。	4つ以上に該当	10点
					3つに該当	8点
2つに該当					5点	
1つに該当					3点	
・現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。				0点		
手段の妥当性	10点	-	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点	
				・手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点	
有効性	10点	2段階	-	・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。 水質環境基準	10点	
				・成果について定性的な把握をしているもの。	5点	
				・県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点	
優先性	10点	2段階	-	・ライフライン事業である。	10点	
				・当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業)	10点	
				2事業以上、他省庁事業	5点	
				1事業	5点	
				・関連事業がないなど適時性が低い。	0点	
地元の事業推進(協力)体制等の状況	15点	4段階	-	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 周辺市町村等から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 周辺市町村等から成る協議会等が設置されている。 当該事業に関連した事業がある。または、予定されている。 地域に河川環境等に関する活動団体が存在し、事業を理解している。 河川整備や水質改善等に関し、市民参加等積極的な取り組みがなされている。 整備後の維持管理、清掃について地元住民の協力が得られる。	4つ以上に該当	15点
				3つに該当	12点	
				2つに該当	8点	
				1つに該当	4点	
			・事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	0点		
効率性	5点	2段階	-	2.0 B/C	5点	
				1.0 B/C < 2.0	2点	
					B/C < 1.0	0点
	コスト縮減の検討状況	10点	-	-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	10点
・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。					0点	
環境影響への配慮	10点	-	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点	
				・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点	
合計点数		100点				

配点について:本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性:10点 5点」「コスト縮減の検討状況:10点 5点」「環境影響への配慮:10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課		河川砂防課		基準表 番号		22 - 4		
事業種別		ダム事業(河川総合開発事業(補助))						
評価項目		区分	配点	事業種別ごとの基準			点数	
必要性	県民ニーズへの適合性	a	20点	4段階	・河川及びダム事業に対するアンケート、懇談会等で具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性がかなり高い事業である。		20点	
					・河川及びダム事業に対するアンケート、懇談会等で具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。		19点	
		・河川及びダム事業に対するアンケート、懇談会等で具体的な県民ニーズを把握しており、県民ニーズはある。			18点			
		・河川及びダム事業に対するアンケート、懇談会等で具体的な県民ニーズを把握しているが、一部県民のニーズである。			17点			
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	5点	4段階	・県が管理・整備する河川である。また、河川法に基づく河川整備基本方針または河川整備計画が策定され、その計画推進のための重要な事業である。		5点	
					・県が管理・整備する河川である。また、河川法に基づく河川整備基本方針(案)または河川整備計画(案)が策定中で、その計画推進のための重要な事業である。		4点	
		・県が管理・整備する河川である。また、河川法に基づく河川整備基本方針または河川整備計画が未策定であるが、今後の計画推進のための重要な事業である。			3点			
		・県が管理・整備する河川である。			2点			
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	5点	4段階	(A) 以下の(A)の課題に該当し(B)の実現に必要な事業である 過去10年間に洪水による水害被害実績がある。 過去30年間の被災回数が1回以上である。 流域に重要公共施設及び災害弱者関連施設がある。 想定氾濫区域内の浸水戸数が10戸以上である。 想定氾濫区域内の農地浸水面積は50ha以上である。 ダム整備による被害軽減額は50億円以上である。 ダム整備による新規利水容量は10万m ³ 以上である。 ダム整備により下流の水質改善が図られる。		(A)4つ以上、(B)2つ以上に該当	5点
							(A)3つ以上、(B)1つ以上に該当	4点
		(B) 以下の(B)の課題に該当し(A)の実現に必要な事業である 過去10年間に洪水による水害被害実績がある。 過去30年間の被災回数が1回以上である。 流域に重要公共施設及び災害弱者関連施設がある。 想定氾濫区域内の浸水戸数が10戸以上である。 想定氾濫区域内の農地浸水面積は50ha以上である。 ダム整備による被害軽減額は50億円以上である。 ダム整備による新規利水容量は10万m ³ 以上である。 ダム整備により下流の水質改善が図られる。			(A)(B)各2つ以上に該当	3点		
					(A)(B)各1つに該当	2点		
手段の妥当性	a	10点	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。		10点		
	b			・手段には代替性があり、改善の余地がある。		0点		
有効性	県民満足度向上の視点から事業の実施によって得ようとしている成果	a	10点	2段階	・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。 想定氾濫被害額 / 被害軽減額 / 氾濫区域内資産額 / 防護人口 / 浸水想定区域の面積 / 水質環境基準		10点	
		・成果について定性的な把握をしているもの。			5点			
b	-		・県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。		0点			
	優先性	a	10点	2段階	・ライフライン事業である。		/	
・当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業)								
2事業以上、他省庁事業					10点			
1事業		5点						
b	-		・関連事業がないなど適時性が低い。		0点			
	地元の事業推進(協力)体制等の状況	a	15点	4段階	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 周辺市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 周辺市町村から成る協議会等が設置されている。 当該地区周辺に当該事業に関連した事業がある。または、 事業が予定されている。 一部の地元住民による反対運動等がない。 洪水ハザードマップを作成しており、活用している。 用地補償が順調に推移している。または、その予定である。		4つ以上に該当	15点
3つに該当							12点	
-		2つに該当			8点			
		1つに該当			4点			
効率性	費用対効果の状況	a	5点	2段階	2.0 B/C		5点	
		1.0 B/C < 2.0			2点			
	コスト縮減の検討状況	a	10点	-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。		10点	
		・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。			0点			
環境影響への配慮	a	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。		10点		
	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。			0点				
合計点数			100点					

配点について:本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性:10点 5点」「コスト縮減の検討状況:10点 5点」「環境影響への配慮:10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	河川砂防課
-----	-------

基準表 番号	22 - 5
-----------	--------

事業種別	砂防事業(砂防事業(通常砂防事業)(交付金)、砂防事業(火山砂防事業)(交付金)、砂防事業(砂防整備事業)(県単))
------	--

評価項目	区分	配点	事業種別ごとの基準	点数		
必要性	県民ニーズへの適合性	a	-	・土石流危険渓流として危険性が一般に公表されている、または、土砂災害の兆候を有する渓流であることから、ニーズへの適合性がかなり高い事業である。	5点	
		b	-	・危険性がない。	0点	
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	10点	4段階	・県が管理・整備する河川、渓流であり、上位計画である「青森県地域防災計画」に掲載されている最も重要な事業である。	10点
					・県が管理・整備する河川、渓流である。上位計画である「青森県地域防災計画」に掲載されている重要な事業である。	8点
					・県が管理・整備する河川、渓流である。上位計画である「青森県地域防災計画」に掲載されている事業である。	5点
					・県が管理・整備する河川、渓流である。	3点
	b	-	・県実施の妥当性、上位計画への適合性が低い。	0点		
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	15点	4段階	以下の課題解決のため必要な事業である。 過去に当該箇所や隣接箇所に災害実績や避難実績がある。 被害想定区域に重要公共施設がある 被害想定区域に災害弱者関連施設がある。 保全対象となる人家戸数が5戸以上である。 崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超える。 河床に土砂堆積が甚だしく、流下のおそれがある。	4つ以上に該当 15点 3つに該当 12点 2つに該当 10点 1つに該当 5点
					b	-
	手段の妥当性	a	10点	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点
b		-	・手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点		
有効性	a	10点	2段階	・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。	10点	
				・成果について定性的な把握をしているもの。	5点	
b	-	・県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点			
優先性	a	10点	2段階	・ライフライン事業である。	10点	
				・当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業)	10点	
				2事業以上、他省庁事業	10点	
	b	-	・関連事業がないなど適時性が低い。	0点		
地元の事業推進(協力)体制等の状況	a	10点	4段階	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 当該市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 当該地域住民から県、市町村への要望がある。 当該地区周辺に当該事業に関連した事業がある。または、事業が予定されている。 土砂災害ハザードマップを作成しており、活用している。 一部の地元住民による反対運動等がない。	4つ以上に該当 10点 3つに該当 8点 2つに該当 5点 1つに該当 3点	
				b	-	・事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。
効率性	a	10点	4段階	2.5 B/C	10点	
				2.0 B/C < 2.5	8点	
				1.5 B/C < 2.0	5点	
				1.0 B/C < 1.5	3点	
	b	-	B/C < 1.0	0点		
コスト縮減の検討状況	a	10点	-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	10点	
	b	-	・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。	0点		
環境影響への配慮	a	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点	
	b	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点		
合計点数 100点						

配点について：本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性」:10点 5点、「コスト縮減の検討状況」:10点 5点、「環境影響への配慮」:10点 20点(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	河川砂防課	基準表 番号	22 - 6
-----	-------	-----------	--------

事業種別	砂防事業(地すべり対策事業(交付金))
------	---------------------

評価項目		区分	配点	事業種別ごとの基準	点数		
必要性	県民ニーズへの適合性	a	5点	-	・地すべり危険箇所として危険性が一般に公開されていることから、ニーズへの適合性がかなり高い事業である。	5点	
		b		-	・県民ニーズが把握されていない。又は県民ニーズが低い。	0点	
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	10点	4段階	・地すべり防止区域であることから、県で保全すべきである。また、上位計画である「青森県地域防災計画」に掲載されている最も重要な事業である。	10点	
					・地すべり防止区域であることから、県で保全すべきである。また、上位計画である「青森県地域防災計画」に掲載されている重要な事業である。	8点	
					・地すべり防止区域であることから、県で保全すべきである。また、上位計画である「青森県地域防災計画」に掲載されている事業である。	5点	
					・地すべり防止区域であることから県で保全すべきである。	3点	
	b	-	・県実施の妥当性、上位計画への適合性が低い。	0点			
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	15点	4段階	以下の課題解決のため必要な事業である。 過去に当該箇所や隣接箇所に災害実績や避難実績がある。 区域内に重要公共施設がある。 区域内に災害弱者関連施設がある。 保全対象となる人家戸数が10戸以上である。 下流河川に被害を及ぼすおそれがある。 農地5ha以上に被害を及ぼすおそれがある。	4つ以上に該当	15点
						3つに該当	12点
	2つに該当	10点					
1つに該当	5点						
b	-	・現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。	0点				
手段の妥当性	a	10点	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点		
	b		-	・手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点		
有効性	県民満足度向上の視点から事業の実施によって得ようとしている成果	a	10点	2段階	・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。	10点	
					・成果について定性的な把握をしているもの。	5点	
		b	-	・県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点		
優先性	事業実施の適時性	a	10点	2段階	・ライフライン事業である。	/	
					・当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業)		
					2事業以上、他省庁事業		10点
					1事業		5点
	b	-	・関連事業がないなど適時性が低い。	0点			
	地元の事業推進(協力)体制等の状況	a	10点	4段階	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 当該市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 当該地区住民から地元自治体、県に要望がある。 当該地区周辺に当該事業に関連した事業がある。または、事業が予定されている。 一部の地元住民による反対運動等がない。 土砂災害ハザードマップを作成しており、活用している。	4つ以上に該当	10点
3つに該当						8点	
2つに該当	5点						
1つに該当	3点						
b	-	・事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	0点				
効率性	費用対効果の状況	a	10点	4段階	5.0 B/C	10点	
					3.0 B/C < 5.0	8点	
					2.0 B/C < 3.0	5点	
					1.0 B/C < 2.0	3点	
	b	-	B/C < 1.0	0点			
	コスト縮減の検討状況	a	10点	-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	10点	
b		-		・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。	0点		
環境影響への配慮	a	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点		
	b		-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点		
合計点数 100点							

配点について:本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性:10点 5点」「コスト縮減の検討状況:10点 5点」「環境影響への配慮:10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	河川砂防課
-----	-------

基準表 番号	22 - 7
-----------	--------

事業種別	海岸事業(海岸高潮対策事業(交付金)、海岸侵食対策事業(交付金))
------	-----------------------------------

評価項目		区分	配点	事業種別ごとの基準		点数	
必要性	県民ニーズへの適合性	a	10点	4段階	・海岸保全に対するヒアリング等で具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性がかなり高い事業である。	10点	
					・海岸保全に対するヒアリング等で具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。	8点	
					・海岸保全に対するヒアリング等で具体的な県民ニーズを把握しており、県民ニーズはある。	5点	
					・海岸保全に対するヒアリング等で具体的な県民ニーズを把握しているが、一部県民のニーズである。	3点	
					・県民ニーズが把握されていない。又は県民ニーズが低い。	0点	
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	10点	3段階	・県が管理・整備する海岸である。また、上位計画である「海岸保全基本計画」に位置づけられている事業である。	10点	
					・県が管理・整備する海岸である。また、上位計画である「海岸保全基本計画」に位置づけられていないが、方針に沿った事業である。	7点	
					・県が管理・整備する海岸である。	4点	
					・県実施の妥当性、上位計画への適合性が低い。	0点	
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	10点	4段階	浸水又は侵食被害を受ける恐れの大い地区である。 1kmあたりの防護人口が50人以上又は防護面積が5ha以上である。 被害想定区域に重要公共施設及び災害弱者関連施設がある。 被害想定区域に公共輸送施設(鉄道、道路)がある。 現況打上高が護岸高より高い。又は許容越流量を超えている。 他事業との関連が見込まれる。 既設海岸保全施設の老朽化等が著しく防護機能の低下が認められ、 防護区域が被害を受ける恐れがある。	4つ以上に該当	10点
						3つに該当	8点
						2つに該当	5点
1つに該当						3点	
・現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。						0点	
手段の妥当性	a	10点	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点		
	b	10点	-	・手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点		
有効性	a	10点	2段階	・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。	10点		
				・成果について定性的な把握をしているもの。	5点		
	b	10点	-	・県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点		
優先性	事業実施の適時性	a	10点	2段階	・ライフライン事業である。	10点	
					・当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業)	10点	
					2事業以上、他省庁事業	5点	
					1事業	5点	
		b	10点	-	・関連事業がないなど適時性が低い。	0点	
地元の事業推進(協力)体制等の状況	a	10点	4段階	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 当該市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 当該地区住民から地元自治体、県に要望がある。 当該地区周辺に当該事業に関連した事業がある。または、事業 が予定されている。 地元住民による反対運動等がない。 漁業関係等との調整が順調に推移する。 その他の推進(協力)体制がある。	4つ以上に該当	10点	
					3つに該当	8点	
				2つに該当	5点		
				1つに該当	3点		
	b	10点	-	・事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	0点		
効率性	費用対効果の状況	a	10点	3段階	2.0 B/C	10点	
					1.5 B/C < 2.0	7点	
					1.0 B/C < 1.5	4点	
		b	10点	-	B/C < 1.0	0点	
	コスト縮減の検討状況	a	10点	-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	10点	
b		10点	-	・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。	0点		
環境影響への配慮	a	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点		
	b	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点		
合計点数			100点				

配点について:本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性:10点 5点」「コスト縮減の検討状況:10点 5点」「環境影響への配慮:10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	河川砂防課	基準表 番号	22 - 8
-----	-------	-----------	--------

事業種別	急傾斜地事業(急傾斜地崩壊対策事業(交付金)、急傾斜地対策事業(県単))
------	--------------------------------------

評価項目	区分	配点	事業種別ごとの基準	点数			
必要性	県民ニーズへの適合性	a	-	急傾斜地崩壊危険箇所又は雪崩危険箇所として危険性が一般に公表されていることからニーズへの適合性がかなり高い事業である。	5点		
		b	-	県民ニーズが把握されていない。又は県民ニーズが低い。	0点		
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	10点	4段階	急傾斜地崩壊危険区域または雪崩危険箇所であることから県で保全すべきである。また、上位計画である「青森県地域防災計画」に掲載されている最も重要な事業である。	10点	
					急傾斜地崩壊危険区域または雪崩危険箇所であることから県で保全すべきである。また、上位計画である「青森県地域防災計画」に掲載されている重要な事業である。	8点	
					急傾斜地崩壊危険区域または雪崩危険箇所であることから県で保全すべきである。また、上位計画である「青森県地域防災計画」に掲載されている事業である。	5点	
					急傾斜地崩壊危険区域または雪崩危険箇所であることから県で保全すべきである。	3点	
	b	-	県実施の妥当性、上位計画への適合性が低い。	0点			
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	15点	4段階	以下の課題解決のため必要な事業である。 過去に当該区域や隣接区域に災害実績や避難実績がある。 区域内に重要公共施設がある 区域内に災害弱者関連施設がある。 急傾斜地の高さが5m以上であり保全対象となる人家戸数が5戸以上である。 急傾斜地の高さが10m以上であり保全対象となる人家戸数が10戸以上である。 斜面の崩壊および雪崩の防止に寄与する植生に乏しい。	4つ以上に該当	15点
					3つに該当	12点	
	b	-	現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。	該当なし	0点		
手段の妥当性	a	10点	-	手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点		
	b	-	手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点			
有効性	a	10点	2段階	成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。	10点		
				成果について定性的な把握をしているもの。	5点		
	b	-	県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点			
優先性	a	10点	2段階	ライフライン事業である。	/		
				当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業)			
				2事業以上、他省庁事業		10点	
	b	-	関連事業がないなど適時性が低い。	0点			
	a	10点	4段階	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 当該市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 当該地区住民から地元自治体、県に要望がある。 当該地区周辺に当該事業に関連した事業がある。または、事業が予定されている。 一部の地元住民による反対運動等がない。 土砂災害ハザードマップを作成しており、活用している。	4つ以上に該当	10点	
					3つに該当	8点	
b	-	事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	0点				
効率性	a	10点	4段階	5.0 B/C	10点		
				3.0 B/C < 5.0	8点		
				2.0 B/C < 3.0	5点		
				1.0 B/C < 2.0	3点		
	b	-	B/C < 1.0	0点			
	a	10点	-	-	コスト削減対策が十分検討されており、コスト削減の余地がない。	10点	
コスト削減対策について検討されていない。又は、コスト削減の余地がある。					0点		
環境影響への配慮	a	10点	-	第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点		
	b	-	第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点			
合計点数 100点							

配点について:本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性:10点 5点」「コスト削減の検討状況:10点 5点」「環境影響への配慮:10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	港湾空港課
-----	-------

基準表 番号	23 - 1
-----------	--------

事業種別	港湾事業(港湾改修事業[交付金](起債事業含む))
------	---------------------------

評価項目		区分	配点	事業種別ごとの基準	点数		
必要性	県民ニーズへの適合性	a	10点	4段階	・港湾事業に対するヒアリング等で具体的な県民、港湾利用者のニーズを把握しており、ニーズへの適合性がかなり高い事業である。	10点	
					・港湾事業に対するヒアリング等で具体的な県民、港湾利用者のニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。	8点	
		・港湾事業に対するヒアリング等で具体的な県民、港湾利用者のニーズを把握しており、県民・港湾利用者のニーズはある。		5点			
		・港湾事業に対するヒアリング等で具体的な県民、港湾利用者のニーズを把握しているが、一部県民、港湾利用者のニーズである。		4点			
		b		-	・県民、港湾利用者のニーズが把握されていない。又は県民ニーズが低い。	0点	
	県関与の妥当性又は上位計画との適合性	a	10点	4段階	・県が管理・整備する港湾である。また、港湾計画・他計画でも重要な事業であり、計画推進のための最も重要な事業である。	10点	
					・県が管理・整備する港湾である。また、港湾計画・他計画でも重要な事業であり、計画推進のための重要な事業である。	8点	
	・県が管理・整備する港湾である。また、港湾計画・他計画でも重要な事業であり、計画推進のための事業である。	5点					
	・県が管理・整備する港湾である。	4点					
	b	-	・県実施の妥当性、他計画への適合性が低い。	該当なし	0点		
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	15点	4段階	以下の(A)課題に該当し(B)の実現に必要な事業である。 (A) 荷役障害がある。現況施設での充足率が100%未満である。 充足率 = 整備済係留施設延長(m) / 係留施設必要延長(m) 荷役障害の有る。現況施設での静穏度は97.5%未満である。 静穏度 = 年間を通じて停泊又は係留が可能な波高の発生確率 岸壁整備の場合、同等規模の岸壁の利用水準が1,000t/m以上である。 利用水準 = 年間取扱貨物量(t) / 係留施設延長(m) 地震時の信頼性が乏しい。 交通が混雑している。 その他港湾の利用に支障がある。(越波、老朽化、環境の阻害等) (B) 荷役障害の軽減が図られる。整備後の充足率が向上する。 荷役障害の軽減が図られる。整備後の静穏度が向上する。 増加する貨物量に対し、整備後の利用水準が向上する。 地震時の人流・物流が確保される。 交通混雑の軽減が図られる。 その他港湾の利用の障害の軽減が図られる。	(A)(B)各2つ以上に該当	15点
						(A)2つ以上、(B)1つ以上に該当	12点
(A)(B)各1つ以上に該当						8点	
(A)又は(B)1つ以上に該当						4点	
b		-			・現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。	該当なし	0点
手段の妥当性(共通)	a	10点	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点		
	b		-	・手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点		
有効性	県民満足度の視点からの成果(共通)	a	10点	2段階	・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。	10点	
					・成果について定性的な把握をしているもの。	5点	
		b		-	・県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点	
優先性	適時性(共通)	a	10点	2段階	・ライフライン事業である。	10点	
					・当該事業の効果発現に関連する事業がある。(上記以外の事業)	10点	
					2事業以上、他省庁事業	10点	
	1事業	5点					
	b	-	・関連事業がないなど適時性が低い。	0点			
地元の推進体制等	a	15点	4段階	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 周辺市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 周辺市町村から成る協議会等が設置されている。 当該地区周辺に当該事業に関連した事業がある。または、事業が予定されている。 地元住民による反対運動等がない。 輸送機関、漁業・港湾関係等関係者との調整が順調に推移する。 その他の推進(協力)体制がある。(町内会、NPO等)	4つ以上に該当	15点	
					3つに該当	12点	
2つに該当	8点						
1つに該当	4点						
b	-	・事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	0点				
効率性	費用対効果分析	a	-点	4段階	5.0 B/C	15点	
					2.0 B/C < 5.0	12点	
					1.5 B/C < 2.0	10点	
					1.0 B/C < 1.5	8点	
	b	-	B/C < 1.0	0点			
コスト削減の検討状況(共通)	a	10点	-	・コスト削減対策が十分検討されており、コスト削減の余地がない。	10点		
	b		-	・コスト削減対策について検討されていない。又は、コスト削減の余地がある。	0点		
環境影響への配慮(共通)	a	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点		
	b		-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点		
合計点数			100点				

配点について：本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性：10点 5点」「コスト削減の検討状況：10点 5点」「環境影響への配慮：10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	港湾空港課	基準表 番号	23 - 2
事業種別	港湾事業(港湾環境整備事業(緑地)(交付金))		

評価項目	区分	配点	事業種別ごとの基準	点数			
必要性	県民ニーズへの適合性	a	5点	4段階	・港湾事業に対するヒアリング等で具体的な県民、港湾利用者のニーズを把握しており、ニーズへの適合性がかなり高い事業である。	5点	
					・港湾事業に対するヒアリング等で具体的な県民、港湾利用者のニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。	4点	
					・港湾事業に対するヒアリング等で具体的な県民、港湾利用者のニーズを把握しており、県民・港湾利用者のニーズはある。	3点	
					・港湾事業に対するヒアリング等で具体的な県民、港湾利用者のニーズを把握しているが、一部県民、港湾利用者のニーズである。	2点	
					・県民、港湾利用者のニーズが把握されていない。又は県民ニーズが低い。	0点	
	県関与の妥当性又は上位計画との適合性	a	5点	4段階	・県が管理・整備する港湾である。また、港湾計画・他計画でも重要な事業であり、計画推進のための最も重要な事業である。	5点	
					・県が管理・整備する港湾である。また、港湾計画・他計画でも重要な事業であり、計画推進のための重要な事業である。	4点	
					・県が管理・整備する港湾である。また、港湾計画・他計画でも重要な事業であり、計画推進のための事業である。	3点	
					・県が管理・整備する港湾である。	2点	
					・県実施の妥当性、他計画への適合性が低い。	該当なし	0点
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	10点	4段階	以下の環境を改善するため必要な事業である。 緑地率が5%以下である。 震災時に市民の生命を守るための避難地等が不足している。 休憩、軽易な運動等のできる緑地が不足している。 港湾における諸活動によって発生する騒音等に対応して、周辺環境を保護するための空間が不足している。 水に親しむことができる空間が不足している。 施設の老朽化、利用形態の変化等への対応が必要である。 連携する他事業が近隣にある。 上記以外で、環境改善を図る必要がある。	4つ以上に該当	10点
					3つに該当	8点	
2つに該当					6点		
1つに該当					2点		
・現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。					該当なし	0点	
手段の妥当性(共通)	a	10点	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点		
	b	10点	-	・手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点		
有効性	a	10点	2段階	・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。	10点		
				・成果について定性的な把握をしているもの。	5点		
				・県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点		
優先性	適時性(共通)	a	10点	2段階	・ライフライン事業である。	10点	
					・当該事業の効果発現に関連する事業がある。(上記以外の事業)	10点	
					2事業以上、他省庁事業	10点	
					1事業	5点	
	地元の推進体制等	a	15点	4段階	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 周辺市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 周辺市町村から成る協議会等が設置されている。 当該地区周辺に当該事業に関連した事業がある。または、事業が予定されている。 地元住民による反対運動等がない。 輸送機関、漁業・港湾関係等関係者との調整が順調に推移する。 その他の推進(協力)体制がある。(町内会、NPO等)	4つ以上に該当	15点
					3つに該当	12点	
					2つに該当	8点	
効率性	a	15点	4段階	5.0 B/C	15点		
				2.0 B/C < 5.0	12点		
				1.5 B/C < 2.0	10点		
				1.0 B/C < 1.5	8点		
				- B/C < 1.0	0点		
コスト縮減の検討状況(共通)	a	10点	-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	10点		
	b	10点	-	・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。	0点		
環境影響への配慮(共通)	a	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点		
	b	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点		
合計点数		100点					

配点について：本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性：10点 5点」「コスト縮減の検討状況：10点 5点」「環境影響への配慮：10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	港湾空港課	基準表 番号	23 - 3
事業種別	港湾事業(海浜・水質浄化施設整備事業(交付金))		

評価項目	区分	配点	事業種別ごとの基準	点数		
必要性	県民ニーズへの適合性	a	5点 4段階	・港湾事業に対するヒアリング等で具体的な県民、港湾利用者のニーズを把握しており、ニーズへの適合性がかなり高い事業である。	5点	
				・港湾事業に対するヒアリング等で具体的な県民、港湾利用者のニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。	4点	
				・港湾事業に対するヒアリング等で具体的な県民、港湾利用者のニーズを把握しており、県民・港湾利用者のニーズはある。	3点	
				・港湾事業に対するヒアリング等で具体的な県民、港湾利用者のニーズを把握しているが、一部県民、港湾利用者のニーズである。	2点	
		b	-	・県民、港湾利用者のニーズが把握されていない。又は県民ニーズが低い。	0点	
	県関与の妥当性又は上位計画との適合性	a	5点 4段階	・県が管理・整備する港湾である。また、港湾計画・他計画でも重要な事業であり、計画推進のための最も重要な事業である。	5点	
				・県が管理・整備する港湾である。また、港湾計画・他計画でも重要な事業であり、計画推進のための重要な事業である。	4点	
				・県が管理・整備する港湾である。また、港湾計画・他計画でも重要な事業であり、計画推進のための事業である。	3点	
		b	-	・県が管理・整備する港湾である。	2点	
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	10点 4段階	以下の環境を改善するため必要な事業である。 水質・底質の悪化。 観光施設周辺における悪臭の発生。 水に親しむことができる空間が不足している。 教育活動等のコミュニティ活動の場が不足している。 連携する他事業が近隣にある。 上記以外で、環境改善を図る必要がある。	4つ以上に該当	10点
					3つに該当	8点
					2つに該当	6点
1つに該当					2点	
b		-	・現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。	該当なし	0点	
手段の妥当性(共通)	a	10点	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点	
	b	-	・手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点		
有効性	a	10点 2段階	・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。	10点		
				・成果について定性的な把握をしているもの。	5点	
	b	-	・県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点		
優先性	a	10点 2段階	・ライフライン事業である。 ・当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業)	10点		
				2事業以上、他省庁事業	10点	
				1事業	5点	
	b	-	・関連事業がないなど適時性が低い。	0点		
	a	15点 4段階	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 周辺市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 周辺市町村から成る協議会等が設置されている。 当該地区周辺に当該事業に関連した事業がある。または、事業が予定されている。 地元住民による反対運動等がない。 輸送機関、漁業・港湾関係等関係者との調整が順調に推移する。 その他の推進(協力)体制がある。(町内会、NPO等)	4つ以上に該当	15点	
				3つに該当	12点	
b	-	・事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	0点			
効率性	a	15点 4段階	5.0 B/C	15点		
				2.0 B/C < 5.0	12点	
				1.5 B/C < 2.0	10点	
				1.0 B/C < 1.5	8点	
	b	-	B/C < 1.0	0点		
コスト縮減の検討状況(共通)	a	10点	-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	10点	
	b	-	・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。	0点		
環境影響への配慮(共通)	a	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点	
	b	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点		
合計点数		100点				

配点について：本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性：10点 5点」「コスト縮減の検討状況：10点 5点」「環境影響への配慮：10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	港湾空港課
-----	-------

基準表 番号	23-4
-----------	------

事業種別	海岸事業(海岸事業(交付金))
------	-----------------

評価項目	区分	配点	事業種別ごとの基準	点数		
必要性	県民ニーズへの適合性	10点	4段階	・海岸保全に対するヒアリング等で具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性がかなり高い事業である。	10点	
				・海岸保全に対するヒアリング等で具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。	8点	
				・海岸保全に対するヒアリング等で具体的な県民ニーズを把握しており、県民ニーズはある。	5点	
				・海岸保全に対するヒアリング等で具体的な県民ニーズを把握しているが、一部県民のニーズである。	3点	
				-	0点	
	県関与の妥当性又は上位計画との適合性	10点	3段階	・県が管理・整備する海岸である。また上位計画である「海岸保全基本計画」に位置づけられている事業である。	10点	
				・県が管理・整備する海岸である。上位計画である「海岸保全基本計画」に位置づけられていないが、方針に沿った事業である。	7点	
				・県が管理・整備する海岸である。	4点	
	-	0点				
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	10点	4段階	以下の課題解決のため必要な事業である。 浸水又は侵食被害を受ける恐れの大い地区である。 1kmあたりの防護人口が50人以上又は防護面積が5ha以上である。 被害想定区域に重要公共施設及び災害弱者関連施設がある。 被害想定区域に公共輸送施設(鉄道、道路)がある。 現況打上高が護岸高より高い、又は許容越波量を超えている。 他事業との関連が見込まれる。 既設海岸保全施設の老朽化等が著しく防護機能の低下が認められ、防護区域が被害を受ける恐れがある。	4つ以上に該当	10点
					3つに該当	8点
					2つに該当	5点
1つに該当					3点	
-					0点	
手段の妥当性(共通)	10点	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点		
				・手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点	
有効性	県民満足度の視点からの成果(共通)	10点	2段階	・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。	10点	
				・成果について定性的な把握をしているもの。	5点	
				-	0点	
優先性	適時性(共通)	10点	2段階	・ライフライン事業である。	10点	
				・当該事業の効果発現に関連する事業がある。(上記以外の事業)	10点	
				2事業以上、他省庁事業	10点	
	1事業	5点				
	地元の推進体制等	10点	4段階	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 当該市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 当該地区住民から地元自治体、県に要望がある。 当該地区周辺に当該事業に関連した事業がある。または、事業が予定されている。 地元住民による反対運動等がない。 漁業関係者等との調整が順調に推移する。 その他の推進(協力)体制がある。	4つ以上に該当	10点
					3つに該当	8点
2つに該当					5点	
-	0点					
効率性	費用対効果分析	10点	3段階	2.0 B/C	10点	
				1.5 B/C < 2.0	7点	
				1.0 B/C < 1.5	4点	
	コスト縮減の検討状況(共通)	10点	-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	10点	
					・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。	0点
環境影響への配慮(共通)	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点		
				・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点	
合計点数		100点				

配点について：本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性：10点 5点」「コスト縮減の検討状況：10点 5点」「環境影響への配慮：10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	都市計画課
-----	-------

基準表 番号	24 - 1
-----------	--------

事業種別	下水道事業(流域下水道事業(交付金))
------	---------------------

評価項目		区分	配点		事業種別ごとの基準	点数		
必要性	県民ニーズへの適合性	a	5点	2段階	・下水道に対するアンケート、懇談会等で具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。	5点		
					・下水道に対するアンケート、懇談会等で具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。	3点		
		b			-	・県民ニーズが把握されていない。又は	0点	
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	10点	2段階	・県が実施する事業または県で代行する事業である。また、「青森県汚水処理施設整備構想」の推進のための重要な事業である。	10点		
					・県が実施する事業または県で代行する事業である。	5点		
		b			-	・県実施の妥当性、上位計画への適合性が低い。	0点	
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	10点	4段階		以下の(A)課題に該当し(B)の実現に必要な事業である。 (A) 当該市町村の下水道普及率が県平均以下である。 当該市町村に自然公園法第2条に規定する自然公園が存在する。 下流域に上水道の水源がある。 下流域に閉鎖性水域がある。 (B) 処理水の放流先での水質が向上する。 当該市町村行政人口の50%以上を対象とし処理する。 汚泥の有効活用が図られる。	(A)4つ、(B)3つに該当	10点
						(A)3つ以上、(B)2つ以上に該当	8点	
(A)2つ以上、(B)2つ以上に該当						5点		
(A)または(B)いずれか1つに該当						3点		
	b			-	・現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。	0点		
手段の妥当性	a	10点		-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点		
					b		-	・手段には代替性があり、改善の余地がある。
有効性	県民満足度向上の視点から事業の実施によって得ようとしている成果	a	10点	2段階				・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。 普及率
					・成果について定性的な把握をしているもの。	5点		
					・県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点		
優先性	事業実施の適時性	a	10点	2段階	・ライフライン事業である。	10点		
					・当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業)	10点		
					2事業以上、他省庁事業	10点		
		b			-	1事業	5点	
						・関連事業がないなど適時性が低い。	0点	
地元の事業推進(協力)体制等の状況	a	10点	4段階		以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 当該市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 当該市町村から成る協議会等が設置されている。 当該市町村に町内会等の住民協力組織が設置されている。 当該市町村に当該事業に関連した事業がある。または、事業が予定されている。 一部の地元住民による反対運動等がない。 用地取得について、概ね地権者の同意が得られている。 整備後は下水道への接続が速やかに行われる予定である。	7つに該当	10点	
					5~6つに該当	8点		
					3~4つに該当	5点		
					1~2つに該当	3点		
	b			-	・事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	0点		
効率性	費用対効果の状況	a	15点	4段階	1.3 B/C	15点		
					1.2 B/C < 1.3	13点		
					1.1 B/C < 1.2	10点		
					1.0 B/C < 1.1	8点		
		b			-	B/C < 1.0	0点	
コスト縮減の検討状況	a	10点		-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	10点		
					b		-	・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。
環境影響への配慮	a	10点		-				・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。
					b		-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。
合計点数 100点								

配点について：本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性：10点 5点」「コスト縮減の検討状況：10点 5点」「環境影響への配慮：10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	都市計画課	基準表 番号	24 - 2
-----	-------	-----------	--------

事業種別	街路事業(道路改築事業(交付金・県単))
------	----------------------

評価項目	区分	配点	事業種別ごとの基準	点数			
必要性	県民ニーズへの適合性	a	5点	2段階	・健全な市街地整備に対して、都市計画の懇談会等で具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。	5点	
				3段階	・健全な市街地整備に対して、要望・説明会等で具体的な県民ニーズを把握している事業である。	3点	
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	5点	3段階	・県が整備し将来管理すべき街路であり、地域の「都市計画マスタープラン」推進のための事業である。	5点	
					・県が整備し将来管理すべき街路である。	3点	
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	20点	10段階	・県が関与すべき街路である。	1点	
					・県実施の妥当性、上位計画への適合性が低い	0点	
	手段の妥当性	a	10点	-	以下は景観を考慮する道路である。	10以上に該当	20点
					・都市外拠点及び広域交通拠点と市街地の連結に資する道路である。	9つに該当	18点
					・都市内拠点の連結に資する道路である。	8つに該当	16点
					・都心軸の形成に資する道路である。	7つに該当	14点
					・商業・業務地区の活動中心またはまちづくりの支援に資する道路である。	6つに該当	12点
					・歴史または景観を考慮する道路である。	5つに該当	10点
・都市防災機能を有する道路である					4つに該当	8点	
・洪水解消に資する道路である。					3つに該当	6点	
・高速道路、新幹線等大規模プロジェクトに関連する道路である。					2つに該当	4点	
・当該市町村の「地域総合計画」等に位置づけられている道路である。					1つに該当	2点	
手段の妥当性	b	-	-	・現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。	0点		
				・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点		
有効性	a	10点	2段階	・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。 (行政計画書(アウトカム・プラン)に基づく指標：新たな渋滞ポイントの解消緩和箇所数 / 渋滞損失金額 / 主要都市間連絡時間 / 高度医療施設への60分到達人口 / 新生児高度医療施設への60分到達人口 / 冬期降雪幅確保率 / 冬期歩行空間確保率 / 冬期バス停空間確保率)(街路事業に係るアウトカム指標：交通拠点、市中部、工業団地及び物流拠点へ10分で到達できる市街地の割合)	10点		
				・成果について定性的な把握をしているもの。	5点		
優先性	a	10点	2段階	・ライフライン事業である。	10点		
				・当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業)	10点		
地元の事業推進(協力)体制等の状況	a	10点	4段階	2事業以上、他省庁事業	10点		
				1事業	5点		
費用対効果の状況	a	10点	2段階	1.5 B/C	4つ以上に該当	10点	
				1.0 B/C < 1.5	3つに該当	8点	
コスト縮減の検討状況	a	10点	-	B/C < 1.0	2つに該当	5点	
				・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	1つに該当	3点	
環境影響への配慮	a	10点	-	・事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	0点		
				・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。	0点		
環境影響への配慮	b	-	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点		
				・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点		
合計点数 100点							

配点について：本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性：10点 5点」「コスト縮減の検討状況：10点 5点」「環境影響への配慮：10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課	都市計画課	基準表 番号		24 - 4			
事業種別	都市公園事業						
評価項目	区分	配点	事業種別ごとの基準	点数			
必要性	県民ニーズへの適合性	a	5点	2段階	・公園に対するアンケートや市町村による要望等により具体的な県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。	5点	
				-	・公園に対するアンケートや市町村による要望等により具体的な県民ニーズを把握しており、県民ニーズはある。	3点	
	県実施の妥当性又は上位計画との適合性	a	5点	2段階	・県が管理・整備すべき公園である。また、「青森県広域緑地計画」推進のための重要な事業である。	5点	
				-	・県が管理・整備すべき公園である。	3点	
	現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	20点	4段階	以下の(A)課題に該当し(B)の実現に必要な事業である。 (A) 整備前の一人あたりの都市公園面積は2.0㎡/人未満である。広域避難地の整備が必要である。2㎡/人 長寿・福祉社会へ対応した公園が不十分である。国際的、全国的イベント等の開催ができる施設が不足している。災害時の避難場所となる防災公園としての位置付けである。観光振興等地域の活性化に資する。バリアフリー対応の公園整備である。公園施設整備等への民間活力の導入が見込まれる。	(A)3つ以上、(B)3つ以上に該当	20点
						(A)3つ以上、(B)2つ以上に該当	16点
	手段の妥当性	a	10点	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	(A)(B)各2つ以上に該当	10点
						(A)(B)各1つに該当	6点
	手段の妥当性	b	-	-	・現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。	0点	
						0点	
有効性	県民満足度向上の視点から事業の実施によって得ようとしている成果	a	10点	2段階	・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。	10点	
				-	・成果について定性的な把握をしているもの。	5点	
				-	・県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点	
優先性	事業実施の適時性	a	10点	2段階	・ライフライン事業である。	10点	
				-	・当該事業の効果発現に関連する事業がある。(上記以外の事業)	10点	
				-	・当該事業の効果発現に関連する事業がある。(上記以外の事業)	5点	
	地元の事業推進(協力)体制等の状況	a	10点	4段階	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 当該市町村から県、国等への要望がある。(要望書の提出等) 当該市町村の関係者から成る協議会等が設置されている。 当該市町村に当該事業に関連した事業がある。または、事業が予定されている。 一部の地元住民による反対運動等がない。 用地取得については、概ね、合意を得ている。(見通し含む)	4つ以上に該当	10点
						3つに該当	8点
						2つに該当	5点
地元の事業推進(協力)体制等の状況	b	-	-	・事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	1つに該当	3点	
					0点		
					0点		
効率性	費用対効果の状況	a	10点	3段階	2.0 B/C	10点	
				-	1.5 B/C < 2.0	8点	
				-	1.0 B/C < 1.5	5点	
	コスト縮減の検討状況	a	10点	-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	0点	
						0点	
コスト縮減の検討状況	b	-	-	・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。	0点		
					0点		
環境影響への配慮	a	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点		
					0点		
環境影響への配慮	b	-	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点		
					0点		
合計点数		100点			点		

平成26年度 公共事業事前・継続評価
事業別評価基準表

担当課		建築住宅課		基準表 番号		25 - 2	
事業種別		公営住宅等整備事業(建替(交付金))					
評価項目		区分	配点	事業種別ごとの基準		点数	
必要性	県民ニーズへの適合性	a	10点	4段階	・当該団地周辺の市町村を含めた公営住宅の入居率の高さ、待機者の多さ、及び入居者の建替え要望により、県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。	10点	
					・当該団地周辺の市町村を含めた公営住宅の入居率の高さ、待機者の多さ、及び入居者の建替え要望により、県民ニーズを把握しており、ニーズへの適合性が高い事業である。	8点	
		・当該団地周辺の市町村を含めた公営住宅の入居率の高さ、待機者の多さ、及び入居者の建替え要望により、県民ニーズを把握しており、県民ニーズがある事業である。		5点			
		・当該団地周辺の市町村を含めた公営住宅の入居率の高さ、待機者の多さ、及び入居者の建替え要望により、県民ニーズを把握しているが、一部の県民ニーズである。		3点			
		b	-	・県民ニーズが把握されていない。	0点		
	県関与の妥当性又は上位計画との適合性	a	10点	4段階	・県が整備すべき公営住宅である。また、「青森県県営住宅等長寿命化計画」及び「青森県住生活基本計画」の推進のための最も重要な事業である。	10点	
					・県が整備すべき公営住宅である。また、「青森県県営住宅等長寿命化計画」及び「青森県住生活基本計画」の推進のための重要な事業である。	8点	
		・県が整備すべき公営住宅である。また、「青森県県営住宅等長寿命化計画」及び「青森県住生活基本計画」の推進のための事業である。		5点			
		・県が整備すべき公営住宅である。		3点			
		b	-	・県実施の妥当性、上位計画への適合性が低い。	該当なし		0点
現状の課題又は将来の需要予測の把握状況	a	10点	4段階	以下の(A)課題に該当し(B)の実現に必要な事業である。 (A) 従前住宅は耐用年数を経過している。 従前住宅は耐用年数を経過していないが、老朽化が進んでいる。(経過年数/耐用年数が50%以上である) 従前住宅は昭和56年度以前建設で耐震設計ではない。 当該市に所在する県営住宅の過去の応募倍率の平均値が2倍以上である。 都市居住型誘導居住面積水準を半数以上の入居世帯が下回る。 (B) 耐震性の向上が図られる。 バリアフリー対応である。 都市居住型誘導居住面積水準を上回る住宅の整備が図られる。 身体障害者等特定目的公営住宅の整備が図られる。	(A) 3つ以上、 (B) 3つ以上に該当	10点	
				(A) 3つ以上、 (B) 1つ以上に該当	8点		
	(A)(B)各2つ以上該当		5点				
	(A)(B)各1つに該当		3点				
	b	-	・現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。	該当なし		0点	
手段の妥当性(共通)	a	10点	-	・手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	10点		
	b		-	・手段には代替性があり、改善の余地がある。	0点		
有効性	県民満足度向上の視点から事業の実施によって得ようとしている成果(共通)	a	10点	2段階	・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。 (地域住宅計画の定量的指標で把握しているもの) 住宅の耐震化率 / 住宅のバリアフリー化率	10点	
		・成果について定性的な把握をしているもの。			5点		
	b	-	・県民満足度の視点から、事業実施により得られようとしている成果が把握されていない。	0点			
優先性	事業実施の適時性(共通)	a	10点	2段階	・ライフライン事業である。	10点	
					・当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業)	10点	
	2事業以上、他省庁事業	5点					
	1事業	5点					
	b	-	・関連事業がないなど適時性が低い。	0点			
地元の事業推進(協力)体制等の状況	a	10点	4段階	以下のとおり地元の推進(協力)体制等が整っている。 地元市町村から県、国等への要望がある。 入居者の同意・協力を概ね得ている。 周辺地区の自治会等の同意・協力を概ね得ている。 入居者の仮住居の確保が可能である。 市営住宅と隣接する場合は市と連携して整備する予定がある。	4つ以上に該当	10点	
					3つに該当	8点	
	2つに該当		5点				
	1つに該当		2点				
	b	-	・事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	0点			
効率性	費用対効果の状況	a	10点	4段階	1.0 B/C	10点	
					0.9 B/C < 1.0	8点	
					0.7 B/C < 0.9	5点	
					0.5 B/C < 0.7	3点	
		b	-	B/C < 0.5	0点		
	コスト縮減の検討状況(共通)	a	10点	-	・コスト縮減対策が十分検討されており、コスト縮減の余地がない。	10点	
b		-		・コスト縮減対策について検討されていない。又は、コスト縮減の余地がある。	0点		
環境影響への配慮(共通)	a	10点	-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	10点		
	b		-	・第四次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	0点		
合計点数			100点				

配点について：本表の配点は継続評価の配点であり、事前評価では次のとおり変更する。「手段の妥当性：10点 5点」「コスト縮減の検討状況：10点 5点」「環境影響への配慮：10点 20点」(詳細は事業別評価基準(概要)に掲載)